

能見台小学校いじめ防止基本方針

● 平成26年3月11日策定（平成30年2月13日・令和元年7月11日改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

◇いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第2条）

本校においても横浜市の方針に準じていじめを見落とすことがないように、いじめを広くとらえ、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることがないように、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

◇いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

◇委員会の構成員

- ◆ 管理職、教務主任、学年主任、当該クラス担任、児童支援専任、養護教諭

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める

◇委員会の運営

- ◆ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。
- ◆ いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。いじめを認知し、組織的な対応方針を決定して実行するとともに、事案を検証し同様の事案を防ぐための取り組みを行う。

- ◆校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

◇委員会の活動内容

◆未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進める。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

◆早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録し、職員間で共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

◆取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正する。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検し、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実行を含む）。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

◇いじめの未然防止

- ◆人権教育の具体的な取り組みや道徳教育の推進、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を図る。
- ◆授業づくり・集団づくりの充実を図り、学習や体験的な活動を通して、より豊かな人間関係を醸成する。
- ◆児童会でも主体的に、年間のテーマに沿った人間関係を深めるための活動に取り組む。
- ◆パソコンやスマホ等のインターネットによるいじめを防ぐために児童への情報モラル教育や保護者への啓蒙活動に取り組む。

◇いじめの早期発見

- ◆いじめを見逃さない教職員の見守り体制を作り、組織的な対応を徹底する。
- ◆定期的なアンケート及びいじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- ◆個人面談を計画的に行う。また家庭訪問や個人面談は必要に応じて随時実施する。
- ◆保護者、地域、警察等関係機関、専門機関との連携を図る。

- ◆いじめの定義理解及びいじめ防止と対応に向けた校内研修の充実を図る。

◇いじめに対する措置

- ◆いじめ防止対策委員会で情報を共有する。また、対応方針を決定し、記録する。
- ◆被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- ◆上記に加えて相談を通して保護者と学校が協力し、警察署等関係諸機関とも連携しながら対応する。
- ◆被害者への指導・支援、加害者への指導・支援、全体への指導、保護者への連絡の4点を徹底する。

◇いじめの解消

- ◆いじめ解消の要件は少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

◇教職員等への研修

- ◆児童理解、いじめの防止と対応に向けた校内研修の充実を図る。
- ◆専任会等での情報や研修をもとに全職員参加の校内研修を年に複数回行う。

◇学校運営協議会等の活用

- ◆学校運営協議会や中学校区学校・家庭・地域連携事業、幼保小交流事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題などを保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

◇取り組みの年間計画

4月	学級開き・学年集会、職員研修、児童会の取組・テーマの設定、入学式・保護者説明会等で基本方針説明
5月	YP アセスメント実施
6月	生活アンケート①
7月	横浜子ども会議①(富岡中ブロック)、個人面談、職員研修、学家地連・保護者面談・地区懇談会で情報共有、学校運営協議会
8月	職員研修、横浜子ども会議②(金沢区)、町を明るくする運動定例会で情報共有
9月	全校朝会で横浜子ども会議報告
10月	非行・被害防止サミット
11月	生活アンケート②、全校朝会で非行・被害防止サミット報告
12月	個人面談、校内人権週間、いじめ防止月間の取組、いじめ解決一斉キャンペーン、保護者面談で情報共有
1月	学校運営協議会
2月	年度末反省の中でいじめ防止について見直し
3月	各学年・学級ふりかえり

※年間通して「いじめ防止対策委員会」を月1回定例及び随時行う。

4 重大事態への対処

◇重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

◇発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

◇対応の方針

- ◆「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。
- ◆いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（P D C A サイクル）。また、必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、必要な措置を講じる。